

○ 苦情・相談の原因となった販売代理店の特定を容易にするため、提供状況の説明義務の一環として、**販売代理店は、令和2年4月1日以降、提供条件の説明に用いる書面に届出番号を記載する必要があります。**

※ 電気通信事業者が自ら提供条件の説明を行う場合にも登録番号又は届出番号を記載する必要があります。

説明書面への記載例

〇〇ショップ××店(代理店届出番号:第00000000号)
電話番号:0000-000-000
〒0000-0000 △△県◆◆市◎◎

新たに記載が必要

(8桁表記。また、届出番号以外の事項は
現行制度でも記載が必要)

※ 電気通信事業者の登録番号又は届出番号を記載する場合の記載例:
「登録番号(電気通信事業者):第〇〇〇〇号」
「届出番号(電気通信事業者):第〇〇〇〇号」

※ 記載の方法としては、印字に限らず、スタンプや手書き等の方法が考えられる。